

免許番号 共第122号

漁場の位置 淡路市斗ノ内沖合

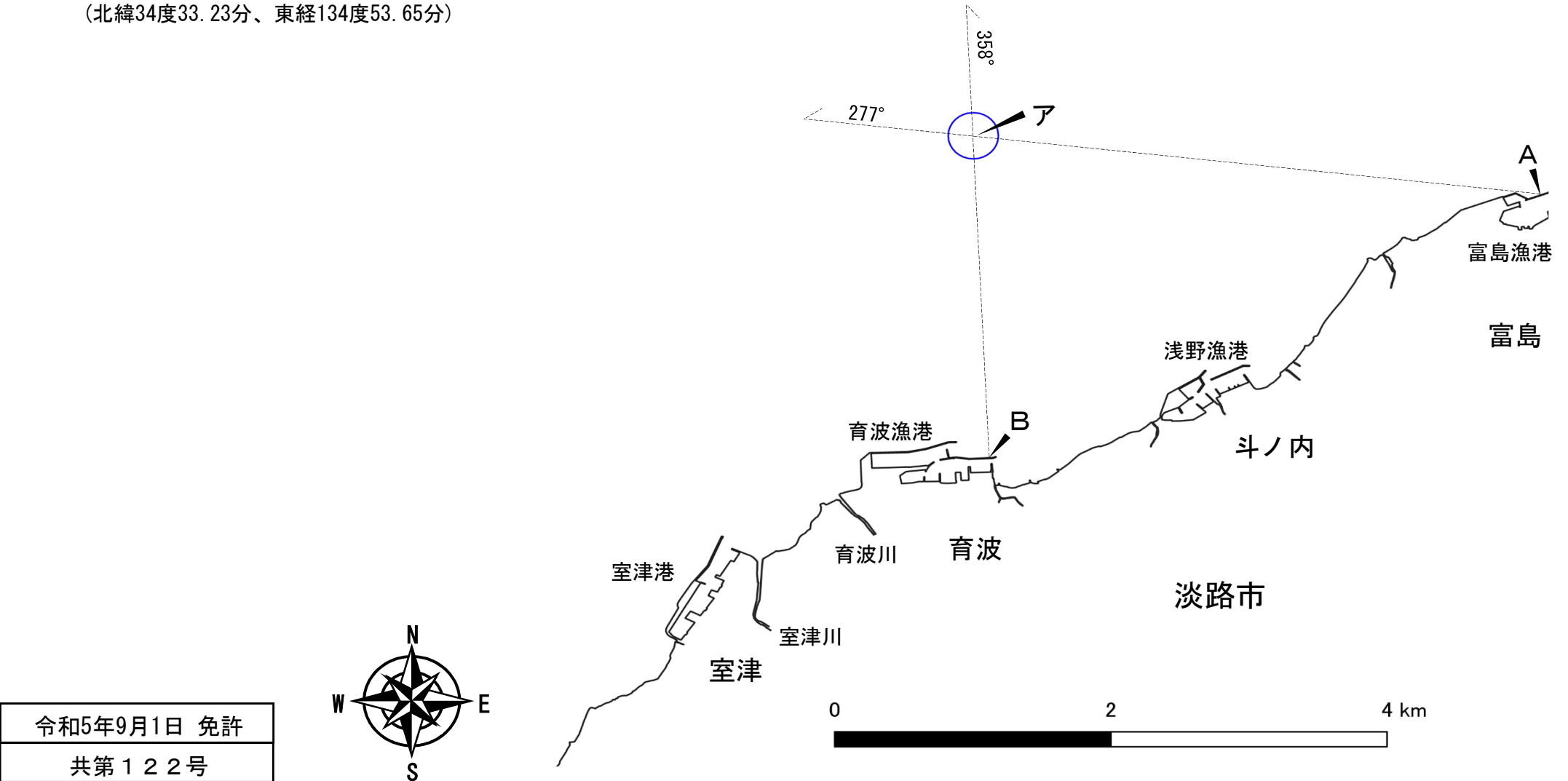
漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域

点の位置

A 淡路市富島漁港西防波堤上旧灯台跡
(北緯34度33.00分、東経134度55.92分)

B 淡路市育波漁港西防波堤上旧灯台跡
(北緯34度31.87分、東経134度53.71分)

ア Aから277度の線とBから358度の線との交点
(北緯34度33.23分、東経134度53.65分)



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	3	つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで							潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければなら ない。

免許番号		共第122号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 淡路市富島字小倉浜940番地先 富島漁業協同組合 淡路市育波148番地の3 育波浦漁業協同組合 淡路市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	淡路市斗ノ内1694番地 浅野浦漁業協同組合 他3組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		